

ID: 134

担当部署: 農政課

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	柴田町農林業事業に関する分担金徴収条例 第7条		
例規番号	昭和60年条例第17号		
<b>【基準】</b> 第7条の規定による。 (分担金の徴収猶予) 第7条 町長は、受益者が災害、その他の理由により、当該分担金を納付することが困難であると認めるときは、徴収を猶予することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日